



# 鳥取県公報

平成 21 年 8 月 11 日 (火)  
号外第 89 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (73) (会計指導課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県収入証紙規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

計量法に基づく特定計量器の定期検査（以下「定期検査」という。）を受ける者の利便性の向上を図るため、定期検査に係る手数料の徴収は、証紙による収入の方法によらないこととする。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例に基づく手数料のうち証紙による収入の方法によらないものとして、定期検査に係る手数料を加える。

(2) 施行期日は、平成21年9月1日とする。

# 規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 8 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第73号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条関係） 1 使用料及び手数料 ( 1 ) ~ ( 24 ) 略 ( 25 ) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（同項第 15 号から第 15 号の 4 まで、第 19 号の 2、 <u>第 181 号</u> 、第 223 号から第 225 号まで、第 327 号及び第 328 号に規定する手数料を除く。） ( 26 ) 略 2 略	別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条関係） 1 使用料及び手数料 ( 1 ) ~ ( 24 ) 略 ( 25 ) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（同項第 15 号から第 15 号の 4 まで、第 19 号の 2、第 223 号から第 225 号まで、第 327 号及び第 328 号に規定する手数料を除く。） ( 26 ) 略 2 略

附 則

この規則は、平成21年 9 月 1 日から施行する。